

# 令和3年度第2回羽生市地域公共交通会議 ご意見一覧

※いただいたご意見について、通し番号をつけさせていただいております。  
また、「-a」とついているものは、該当する番号のご意見に対する回答となっております。

(1) 羽生市における乗合型デマンド交通の導入について	
①乗合型デマンド交通実証運行計画について	
1	名称「のりあいタクシー」と分かりやすく良いが、羽生市民は「あい・あい」という名称が定着しているため「あい・あいタクシー」や「あい・あいのりあいタクシー」などの名称なんてどうでしょうか？
1-a	利用者の方が、あい・あいバスと区別しやすく、「のりあい」という運行形態が分かりやすいように「のりあいタクシー」としております。
2	運行方式について、乗降場所を設ける事によりお互いにスムーズな乗降が可能となり、とても良いと思います。
2-a	ご賛同いただきありがとうございます。効率的な運行ができるよう乗降場所を設ける方法で進めてまいります。
3	8の利用対象者について「障がい者1名につき介助者1名を同乗できるものとする」の表現を「原則的に介助者1名を同乗できるものとする」（2名の介助者が必要となることも想定されるため）
3-a	障がい者の方の介助者の人数については、他の利用者の方が予約を取りやすくするため、1名と考えております。そのため、案とおおり「障がい者1名につき介助者1名を同乗できるものとする」とさせていただきたいと考えております。
4	11の運賃では、「介助者1名は無料とする」との表現は、「介助者が複数いることも予見した表現」となっているように思われる。
4-a	8の利用対象者の項目で、「障がい者1名につき介助者1名を同乗できるものとする」としており、11の運賃の項目でも「同乗する介助者1名は無料とする」ことを意味しております。改めて文言については、わかりやすい表現となるよう検討させていただきます。
5	17の予約回数制限は、往復の予約でも1回か、片道の場合の予約も1回か明らかにしておく必要があると思われます。
5-a	予約回数制限については、他の利用者の方が予約を取りやすくするため、片道で1回とします。
6	乗降場所にあい・あいバスの停留所が設定されており、相互に乗継ぎすることで利便性が向上し、地域の皆様にとってよりよい公共交通になることを期待しております。
6-a	のりあいタクシーとあい・あいバスが相互に利用しやすくなればと考えております。実証運行期間に運行状況を検証し、本運行に生かしたいと考えております。

7	資料1の2ページ「17予約回数制限」について、「1週間で4回まで」とは、月曜日から金曜日までの間で予約（利用）できる回数が4回までとの理解でよいか。（月曜日から金曜日までの間に予約（申込）できる回数との解釈もできるため確認）
7-a	予約回数制限については、予約（申込）ではなく、利用できる回数が1週間4回までとの解釈となります。
8	往復での予約（利用）する場合のカウント方法について確認したい（往路と復路を別々に予約する場合は、それぞれ1回としてカウントされることになり回数制限にも影響があると考えられるため）
8-a	回数のカウント方法については、片道で1回となります。
<b>②のりあいタクシー実証運行経費について</b>	
1	実証運行経費の計算表の「一般管理費～④実質負担額」の備考欄に適宜、簡潔な説明を入れると理解しやすいと思われます。
1-a	ご意見を受け、次回資料より備考欄に文言を追加したいと考えます。
2	資料2の特別交付税に関する説明について、特別交付税は厳密には「補助」ではなく、「8割」「4割」の財源が国から市に交付されるとは限らないため、表現には留意いただいた方がよいと思います。
2-a	のりあいタクシーやあい・あいバスなどの地方バスに対しての特別交付税は、個別に補助されるものではなく、各事業の経費に特別交付税措置率を乗じた値が特別交付税の算定根拠のひとつになっており、その他の事業に対しての特別交付税と合算されて支給されていると認識しております。資料が分かりやすくなるよう、「補助」という表現をいたしました。こちらの回答をもって補足させていただきます。
<b>(2) あい・あいバス運行に関する協定の締結について</b>	
1	新たな協定期間である令和7年3月31日以降の「新しい協定期間令和7年4月1日以降についての協定」を想定した場合、附則として「令和7年4月1日以降についての協定は、車両減価償却費及び車両修繕費の合理的な見積もりを反映したものとす」とした趣旨を入れたらどうかと思います。（会計上ははっきりする。）文書に入れなくても相互確認の上、了解事項とすることは必要と思われる。
1-a	令和7年度以降のあい・あいバスの運行については、のりあいタクシーの実証運行の状況と同期間中のあい・あいバスの運行の状況を検証し、見直しを行う予定です。車両に係る費用についても、新協定を結ぶ際に協議して参ります。
2	資料3の特別交付税に関する表現について、上記のとおり（②のりあいタクシー実証運行経費についての2番のご意見）、留意いただければと思います。
2-a	のりあいタクシーやあい・あいバスなどの地方バスに対しての特別交付税は、個別に補助されるものではなく、各事業の経費に特別交付税措置率を乗じた値が特別交付税の算定根拠のひとつになっており、その他の事業に対しての特別交付税と合算されて支給されていると認識しております。資料が分かりやすくなるよう、「補助」という表現をいたしました。こちらの回答をもって補足させていただきます。